

○杉並区バリアフリー推進連絡会設置要綱

杉並区バリアフリー推進連絡会設置要綱

平成25年12月25日  
杉並第49536号

改正 平成30年3月22日杉並第67013号  
令和3年8月20日杉並第18000号  
令和4年3月23日杉並第67070号  
令和5年3月22日杉並第67626号  
令和8年3月16日杉並第66146号

(設置)

第1条 杉並区内のバリアフリー化を継続的に推進することを目的として、関係機関等との意見交換及び連絡調整を行う杉並区バリアフリー推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区内全域のバリアフリー化の推進に関すること。
- (2) 重点整備地区における事業の推進に関すること。
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2に基づく杉並区移動等円滑化促進方針の策定に関する意見交換及び連絡調整に関すること。
- (4) 法第25条に基づく杉並区バリアフリー基本構想の改定に関する意見交換及び連絡調整に関すること。
- (5) 前2号に掲げるもののほかバリアフリーに関する意見交換及び連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は都市整備部長をもって充てる。
- (2) 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
- (3) 連絡会に副会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、連絡会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 バリアフリー化整備に関する個別事項について意見交換を行うため、連絡会に部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 連絡会の事務局は、都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか連絡会の運営に関して必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則（令和3年8月20日杉並第18000号）

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日杉並第 67070 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日杉並第 67626 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 16 日杉並第 66146 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

学識経験者	2 名
杉並区障害者団体連合会	代表 2 名以内
杉並区いきいきクラブ連合会	代表 1 名
杉並区町会連合会	代表 1 名
杉並区商店会連合会	代表 1 名
杉並建築会	代表 1 名
日本チェーンストア協会関東支部	代表 1 名
東日本旅客鉄道株式会社	代表 1 名
京王電鉄株式会社	代表 1 名
東京地下鉄株式会社	代表 1 名
西武鉄道株式会社	代表 1 名
関東バス株式会社	代表 1 名
京王バス株式会社	代表 1 名
西武バス株式会社	代表 1 名
国際興業株式会社	代表 1 名
東京都交通局	代表 1 名
警視庁杉並警察署	代表 1 名
警視庁高井戸警察署	代表 1 名
警視庁荻窪警察署	代表 1 名
国土交通省関東運輸局	代表 1 名
東京都第三建設事務所	代表 1 名
保健福祉部長	
都市整備部長	
都市整備部土木担当部長	
政策経営部営繕課長	
政策経営部施設整備担当課長	
区民生活部地域課長	
保健福祉部管理課長	
子ども家庭部管理課長	
都市整備部都市企画担当課長	
都市整備部交通企画担当課長	
都市整備部拠点整備担当課長	
都市整備部建築課長	
教育委員会事務局教育総務課長	
教育委員会事務局学校運営課長	
杉並区立済美教育センター所長	